

この点、原告らは、「複数の違法事由の存在は異なった権利侵害ではなく、苦痛の程度に影響するものであり、損害額の認定に当たって当然考慮されるべき」（原告ら準備書面2の1ページ）と主張する。

しかしながら、権利侵害は一つであるにもかかわらず、形式的な違法事由の数によって不法行為の数が変わることも、苦痛の程度が影響を受けることも考えられない。特に、上記のように、およそ権利侵害との関連性が認められない違法事由によって、慰謝料額が増減することはない。先にあげた交通事故の場合の例で考えても、スピード違反や脇見運転等の違法事由の数によって慰謝料額が増減することなどなく、また、シートベルト不着用のように権利侵害と全く関連性のない違法事由など争点にもならない。

### (3) 抽象的かつ主観的な「恐れ」について

原告らは、被告北九州市答弁書における求釈明を受け、訴状において記載されていた「風評被害」ないしその不安については権利侵害ではなく、「原告らの生命・身体・健康に対する被害の恐れ」をもって、権利侵害とする旨釈明するようである。

しかしながら、そもそも、「生命・身体・健康に対する被害」に至らない、しかも、科学的根拠のない抽象的かつ主観的な「恐れ」について、如何なる法的根拠で慰謝料を請求するのか全く不明である。当該「恐れ」が現実化する蓋然性とその科学的根拠が主張、立証され、それが受忍限度を超える場合であればともかく、単なる抽象的かつ主観的な「恐れ」については、不法行為における権利侵害とは認められない。

にもかかわらず、原告らは、「放射性物質は人間等の生命と本質に相容れない超危険物質である」（原告ら準備書面2の2ページ）などと抽象的なことを述べているに過ぎず、しかもその内容自体が、放射性物質が自然界にも存在し、人間が自然放射線に常時被曝しているという公知の事実と反しており、原告らが抱く「恐れ」の具体的内容も、その科学的根拠も、蓋然性も主張し

ていない。

特に、被告北九州市答弁書でも釈明を求めているように、原告らの中には、東京都や大阪府をはじめ北九州市から遠方に居住する者も存するが、これらの原告に、一体、どのような科学的根拠と蓋然性で、如何なる「恐れ」が生じているのか全く不明というほかない。

(4) 生命・身体・健康に対して被害を及ぼす蓋然性の立証責任について

原告らは、その立証について、「被告らの行っている行為が、原告らの生命・身体・健康を侵害する恐れのあることを示せば十分である。そして、被告らにおいては、それが無害なものであることを厳格に主張しなければならない」「その主張立証の程度は、原告ら生命・身体・健康に対するいささかの悪影響も、その可能性もない（中略）ことが主張立証されなければならない」（原告ら準備書面2の3ページ）と主張する。

しかしながら、不法行為の要件事実について主張立証責任があるのは、それによる賠償を請求する原告に存することは民事訴訟における基本であり、それを否定するような上記原告らの主張が失当であることは明白である。

(5) 慰謝料額の算定根拠について

本訴訟における原告の請求は、不法行為に基づく損害賠償請求である以上、損害額についても主張立証が必要であり、少なくとも、その算定根拠について合理的な説明は不可欠である。

この点、前述のように、原告らは、慰謝料額について、原告ら各自について、異なった権利侵害ではない（原告ら準備書面2の1ページ）にもかかわらず、違法事由一つにつき一律1万円として算出している。

しかしながら、前述のように、権利侵害は一つであるにもかかわらず、形式的な違法事由の数によって不法行為の数が変わることも、苦痛の程度が影響を受けることも考えられない。特に、上記のように、およそ権利侵害との関連性が認められない違法事由によって、慰謝料額が増減することはあり得

ない。また、我が国においては懲罰的慰謝料は認められていない以上、違法事由の数によって損害額の認定が影響を受けるとも考えられない。さらに、前述のように、原告らの中には、東京都や大阪府をはじめ北九州市から遠方に居住する者も存するが、これらの原告についても一律に同じ慰謝料額を請求する理由も全く不明である。

- (6) 以上のように、原告らの本訴請求は、その主張全体にわたって不明瞭な点が散見しており、これらの整理がないまま議論を錯綜させれば、徒に争点が混乱し、訴訟が遅延することになるばかりか、かかる不明瞭な請求が訴訟係属していることが、北九州市民の誤解と不安を煽り、風評被害の原因となりかねない。

よって、被告北九州市としては、被告宮城県と同様、今後の審理における主張・立証課題が明確となるよう、原告に対し、主張の整理をされるよう求める。

以 上